

議案第58号

湯河原町土地開発公社の解散について

湯河原町土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年9月11日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

（提案理由）

社会情勢の変化により、存続の意義が低下したため、湯河原町土地開発公社を解散するにあたり、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町土地開発公社の解散について

1 公社の概要

【設 立】 昭和48年3月1日

【目 的】 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。

【所在地】 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

2 解散の理由

公社は、昭和48年3月の設立以降、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、町に代わって道路や公園等の施設用地を先行取得することなど、まちづくりや町民福祉の増進に大きく貢献してきた。

しかしながら、近年ではバブル期のような地価の上昇はなく、公共用地の先行取得による経済的メリットは薄れ、また、土地の先行取得という公社本来の業務は、平成16年度を最後に行っておらず、今後も町は取得依頼を行わない方針のため、一定の目的を達成したと考えられることから、公社を解散するものである。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月 神奈川県知事へ公社解散認可申請

神奈川県知事の解散認可により解散、清算手続き開始

令和8年2月 残余財産の確定、町へ残余財産を引渡し

令和8年3月 清算終了

4 残余財産について

(1) 残余財産の額（見込み）

現金預金 81,165,664円（令和7年7月末時点）

(2) 残余財産の処分方法

湯河原町土地開発公社定款第23条の規定に基づき、町に帰属する。

5 根拠法令

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。